

当社市場における上場制度の諸整備に伴う関連諸規則の一部改正について

I 改正内容（概要）

1 上場申請の手続き

上場申請は、有価証券上場申請書のほか所定の書類を提出することにより行うが、新規上場申請者が既上場会社である場合は、従来の提出書類の一部を省略できることとする。

2 上場審査基準

新規上場申請者が既上場会社である場合で、当該申請者の開示実績が良好であるときは、その状況を勘案して企業内容の開示の適正性に係る審査を略式化する。

3 所属部

国内の他の金融商品取引所において市場第一部に指定されている株券のうち、当社が適当と認めるものについては、市場第一部に指定できることとする。

4 上場審査料等

(1) 上場審査料

競争売買市場及びJASDAQにおいて、新規上場申請者が既上場会社である場合の上場審査料は、100万円とする。

(2) 上場市場の変更審査料

上場市場の変更（競争売買市場からJASDAQ又はJASDAQから競争売買市場）に係る上場市場の変更審査料は、100万円とする。

(3) 上場手数料

競争売買市場の新規上場手数料を次のとおりとする。

〔定額〕100万円

〔定率〕次のa及びbの金額とする。

（aとbの合計額は、1,900万円を上限とする。）

a 1株当たりの発行価格に公募を行う株式数を乗じて得た金額の万分の4

b 1株当たりの売出価格に売出を行う株式数を乗じて得た金額の万分の1

5 その他

(1) ベンチャーファンド市場における上場廃止基準の緩和

国内の未公開株等及び上場後 5 年以内の株券等への投資額の合計（以下「株券等投資額」という。）が純資産額の 70%未満又は未公開株等への投資額が株券等投資額の 50%未満となった場合において、1 年以内に株券等投資額が純資産額の 70%以上、かつ、未公開株等への投資額が株券等投資額の 50%以上とならないときには上場廃止することとしているが、当分の間、株券等投資額の定義を「国内の未公開株等及び上場後 10 年以内の株券等への投資額の合計」とし、「未公開株等への投資額が株券等投資額の 50%以上とならないとき」については適用しないこととする。

(2) その他

その他所要の改正を行う。

II 施行日

平成 23 年 1 月 31 日

以 上